

町有林丸太売払いに係る一般競争入札の実施について

1. 入札物件

名称	長級	本数	材積
アカマツ丸太（パルプ材）	2.0m	—	66.922 m ³
カラマツ丸太（一般用材）	4.0m	105 本	26.216 m ³
	2.0m	66 本	9.892 m ³
スギ丸太（一般用材）	4.0m	5,418 本	1,649.158 m ³
	2.0m	1,365 本	248.201 m ³
スギ丸太（パルプ材）	2.0m	—	168.219 m ³
計		6,954 本	2,168.608 m ³

※詳細の内訳は別紙1～12のとおり

2. 一般競争入札参加資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、「3. 資格の審査」に定めるところにより審査を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五戸町財務規則第112条第2項の規定により一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 五戸町暴力団排除措置要綱第2条第1号に規定する暴力団並びに第3号に規定する暴力団員等及びこれらの者の依頼を受けて町有地等の売買契約をしようとする者でないこと。
- (4) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて町有地等の売買契約をしようとする者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がない者であること。

3. 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和4年11月25日（金）正午まで
- (2) 提出場所 五戸町役場 財政課 青森県三戸郡五戸町字古館21-1
- (3) 添付書類

下記を申請書に添付し提出すること。なお、申込日前1カ月以内に発行されたものとする。

【申込者が個人の場合】

- ア 住民票
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 誓約書
- エ 納税証明書又は未納がない証明（写）

【申込者が法人の場合】

- ア 登記事項証明書（履行事項全部証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 誓約書
- エ 納税証明書又は未納がない証明（写）

(4) その他

- ア 審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第2号）にて申請者に通知する。
- イ 「2. 一般競争入札参加資格」に定める資格を認められなかった者は、アの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）以内に、書面（様式第3号）をもって、その理由の説明を求めることができる。
- ウ 申請書の提出にかかる費用の負担は、入札参加希望者の負担とする。
- エ 申請書は、入札参加希望者に無断で他の用途に使用しない。
- オ 提出された申請書は返却しない。

4. 関係書類の縦覧

(1) 期間 令和4年12月5日(月)まで

(2) 場所 五戸町役場 ホームページ (産業・ビジネス → 公売情報)

(3) その他

- ア 縦覧期間内に縦覧確認書（様式第4号）を農林課へ提出すること。
- イ 物件に関する質疑の有無に関わらず、令和4年12月2日(金)正午までに、質疑回答書を農林課へ提出すること。

5. 現地見学会及び現地確認

物件は現状引渡しとなるので、必ず各自で現状確認すること。

6. 入札及び開札

(1) 日 時 令和4年12月6日(火) 午前9時から

(2) 場 所 五戸町役場本庁舎 3階 会議室
青森県三戸郡五戸町字古館21-1

(3) 入札書提出期限 令和4年12月5日(月) 午後4時 必着

(4) 入札書郵送方法

- ア 郵送用の外封筒及び入札用の内封筒の二重封筒とし、使用する封筒（以下「指定封筒」という。）の規格は、外封筒を角形2号、内封筒を長形3号あるいは長形4号とする。
- イ 内封筒には、入札書を封入し、入札参加資格申請時に町に届け出た印鑑（以下「届出印」という。）をもって封印（裏面割印）すること。
- ウ 外封筒には内封筒を入れ、封字あるいは封緘印をもって封緘すること。
- エ 郵送方法は**一般書留郵便**か**簡易書留郵便**に限る。ただし、郵送が困難な場合においては持参も認めるものとする。

(5) 入札の無効

- ア 一般書留郵便、簡易書留郵便又は持参以外の方法で入札書等を提出した入札
- イ 差出人名が記載されていない入札
- ウ 指定封筒の様式以外の封筒で入札書等を郵送した入札
- エ 入札書等が本町の指定した日を過ぎて到達した入札
- オ 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 開 札

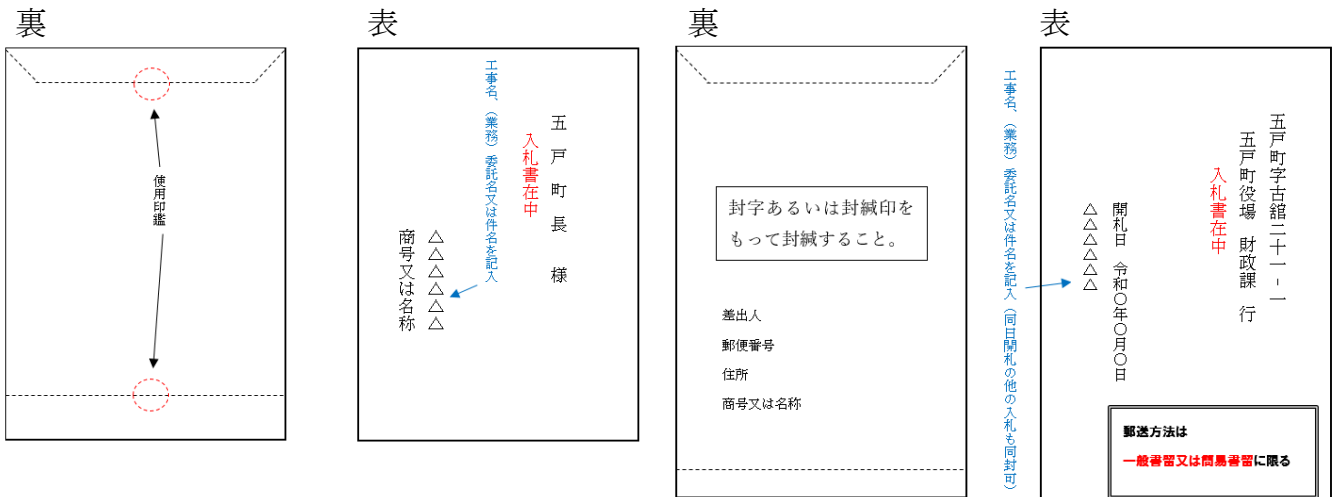
本件は新型コロナウイルス感染症対策のため、当該入札事務に関係のない職員の立会いにより開札を行うものとする。令和4年12月5日(月)までに開札同意書を提出すること。

なお、開札結果は、五戸町役場ホームページ (産業・ビジネス → 公売情報) 及び本庁舎1階ロビー掲示板で公表するものとする。

例

内封筒 (長形3号あるいは長形4号)

外封筒 (角形2号)



7. 入札執行回数 原則として1回を限度とする。

8. 入札保証金

(1) 入札者は、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。) を加算した金額の100分の5以上に相当する金額を五戸町役場1階出納室 (以下「出納室」という。) へ令和4年12月5日(月)までに納付すること。

なお、納付書作成のため、入札保証金を納付する場合は、納付を希望する前日 (日曜日、土曜日及び休日の場合はその前日) の午後3時までには財政課へ連絡をすること。

また、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の免除が可能となるため財政課まで連絡すること。

ア 保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合。

イ 過去2年の間に国 (公社、公団を含む。) 又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した場合。

(2) 入札保証金は、入札終了後に指定の口座へ振り込み、又は窓口で現金還付 (窓口での現金還付の場合は入札で使用した印鑑を持参すること。) する。ただし、落札者においては契約保証金へ充当するため、出納室にて手続きすること。

(3) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき (落札後、入札参加資格を有しないものであることが判明し、入札が無効になったときを含む。) は、入札保証金は違約金として徴収する。

9. 入札条件

五戸町財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

10. 入札書記載金額等

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、最低売払価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

12. 契約の締結

- (1) 五戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条及び五戸町財務規則第139条の規定により、あらかじめ仮契約（議会の議決を得たときに当該契約者に対する意思表示をすることにより当該契約が効力を生ずる旨の契約をいう。以下同じ。）をする。その後、仮契約に係る議案について議会の議決が得られたときは、その結果を通知し本契約締結とする。
- (2) 落札者は、落札決定の日から10日以内に本契約を締結するものとする。
- (3) 落札の決定後、当該入札に付する契約の締結までの間において、当該落札者が「2. 一般競争入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

13. 契約保証金

契約金額の100分の5以上の保証金を納付させるものとする。ただし、売買契約と同時に売買代金を一括納付する場合は、契約保証金は免除する。

14. 売買代金の支払

落札者は、売買代金を契約締結日から30日以内に支払うものとする。

15. 所有権の移転

売買物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転する。

16. 入札者がなかった場合の随意契約による売買

入札者がなかった場合は、先着順に申込みを受け付け、随意契約により最低売払価格で契約を締結するものとする。先着順による申込みを受け付ける場合、令和4年12月7日(水)に五戸町役場ホームページ（産業・ビジネス → 公売情報）で、最低売払価格を公表する。

(1) 申込み資格

申込み資格は「2. 一般競争入札参加資格」に準じる。

(2) 申込み受付期間 令和4年12月7日(水)から

※受付を終了した場合、五戸町役場ホームページ（産業・ビジネス → 公売情報）で公表する。

※申込みを希望する者は、事前に必ず財政課まで問い合わせること。

※なお、同日に申し込みがあった場合は抽選とする。

(3) 提出書類

売買申込書(様式第5号)に必要な書類を添えて財政課まで申し込むこと。

(電話・FAX・電子メール等による申込みは不可)

16. その他

(1) 租税公課等

売買契約書作成に要する印紙税、物件の所有権移転登記に要する登録免許税等は、落札者の負担とする。

(2) 丸太の搬出について

契約日の翌日から30日以内に搬出を行うこと。

また、搬出の際に運搬路を破壊した場合は、路面整正を行うこと。

17. 問い合わせ

【入札に関すること】

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21-1

五戸町役場 財政課

電話 0178-62-7953 (直通) F A X 0178-62-6317

【入札物件・現地確認に関すること】

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21-1

五戸町役場 農林課

電話 0178-62-7960 (直通) F A X 0178-62-6317